



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター
 〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90
 TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244
 e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

12
2019



パワハラ防止措置の義務化

大企業では令和2年6月1日から施行の見込み

労働政策審議会の雇用環境・均等分科会において、「パワハラ防止対策の法制化（パワハラ防止措置の義務化など）」が盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月5日公布）」の施行期日を定める政令の案が示されました。同分科会で示された指針の素案と合わせて、ポイントを紹介します。

パワハラ防止措置の義務化 施行期日と指針の案をチェック

【確認】 職場におけるパワーハラスメントの防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（パワハラ防止措置の義務化）。これに合わせて、「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（パワハラ防止措置等の指針）」が策定されることになっています。



<パワハラ防止措置の義務化の施行期日（案）は？>

- 公布後1年以内の政令で定める日 ……その政令で定める日は「令和2年6月1日」
- ただし中小企業では、公布後3年以内の政令で定める日
 までの間は努力義務 ……その政令で定める日は「令和4年3月31日」

<パワハラ防止措置等の指針の素案のポイントは？>

- パワハラに該当する例・該当しない例が、「身体的な攻撃」、「精神的な攻撃」、「人間関係からの切り離し」、「過大な要求」、「過少な要求」、「個の侵害」という典型的な6類型に分けて示されています。
 - 例) 精神的な攻撃について
 - (該当すると考えられる例)
 - 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返すこと。
 - 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返すこと。
 - (該当しないと考えられる例)
 - 遅刻や服装の乱れなど社会的ルールやマナーを欠いた言動・行動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して強く注意をすること。
 - その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、強く注意をすること。
- 企業に防止対策を義務づける労働者には、正社員のほか、パートタイム労働者や契約社員などの非正規雇用労働者も含むことなどが明確にされています。
- 事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容は、いわゆるセクハラ指針と同様です。
 - (①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③事後の迅速かつ適切な対応、④その他、プライバシーを保護するために必要な措置など)



★ 指針については詳細を詰めているところですが、施行期日はほぼ確定といえる段階です。

準備に向けて、質問などがございましたら、気軽にお声掛けください。

トピックス 住民票・マイナンバーカード等への旧姓の併記 施行されています

住民票、マイナンバーカード等へ旧姓（旧氏）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、令和元年（2019年）11月5日から施行となりました。その概要を確認しておきましょう。

——— 住民票、マイナンバーカード等への旧姓（旧氏）の併記のポイント ———

●この改正により、婚姻等で姓（氏：うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた姓（氏）をマイナンバーカード等に併記し、各種証明に利用することができるようになります。

たとえば、就職・転職時などの仕事の場面でも、旧姓（旧氏）で本人確認をすることが可能になるということです。企業実務を行う上でも、知っておきたい改正といえます。

以下に、総務省が周知用に作成したリーフレットのの一部を紹介しておきます。



旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面で、その証明に使えます。



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



★ 今後、各種行政手続における具体的な注意点などが通知されることがありましたら、必要な情報はお伝えいたします。

お仕事
カレンダー
12月



12/10

- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付(2020年1月6日)
- 10月決算法人の確定申告と納税・翌年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 翌年1月・翌年4月・翌年7月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

スタッフアンケート

今月のお題は、「お正月の楽しみは？」です。もうすぐ来年ですね。リフレッシュして新年を迎えたいものですね。

木村：箱根駅伝を見る。お餅を食べる。気持ちが新たに引き締まる（気がする）。

五味：お餅とお酒です。

池上：ゆっくりすること。

川城：箱根駅伝（見ることができるかは不明ですが、結果だけでも楽しみです。）

武井：「この時期にしか会えない友達と会ってひたすら女子トーク大会！」

濱：家族（親・兄弟たち）と一緒に過ごすこと！

両角：実家で美味しいものを食べて過ごすこと

小坂：実家に帰ってのんびりするのを楽しみます。

宮坂：何もしないでゆっくり寝る。

◆あしがき◆

今年もあとわずかとなりました。一年間皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。

来年は働きかた改革2年目となり、中小企業も時間外労働上限規制がスタートします。派遣業の同一労働同一賃金も始まり、翌年度は、全社同一労働同一賃金がスタート。いよいよ、国が推し進める働きかた改革の本番となります。

弊社も、それに対応すべく、まずは労務管理関係からの人事評価制度構築、賃金体系の整備ができる体制を整えたいと思っております。特に就業規則、労使協定、雇用契約書、賃金、有休、といったあたりは必須で、今後助成金も活用したいという方においては労基法を守っていないともらえない、ということもありますので、弊社のお客様には是非整備していきたいところです。

未確認情報ですが、来年度は助成金の当たり年になるとの情報もありますので。。。

個人的には、今年はとても大きな転換期でした。なかなか今の生活にも慣れないことが多く、いろいろな面でちょっと大変だったかな、と思いますが、周りの方の温かいご支援のお陰で何とか一年を終えることができそうです。来年は、心機一転できるよう生活全般含め様々なことの見直しを図っていきたいと思っています。

皆様におかれましても、今年の残りを恙なくお過ごしいただき、良い年をお迎えいただくよう祈念しております。

来年も諏訪労務管理センターをご愛顧いただきますよう、宜しく願いいたします。

しゃろうしみやさかの

ひとりごと

- 風邪 -



今年ももう終りそうですね。

私は今シーズン乙回も風邪をひいて
苦しみました。老けました。やっれましたああ。

いつもなら シーズンに1回も風邪など
ひかなかったのに やはり歳食のせいでしょうか。

先月韓国へ行った(3泊4日)時も
風邪をひいていて いろいろな おいしい
食べ物か ちよもおいしいと思わなかったの
です。風邪のせいでしょう。

サウゲタン、石焼ヒビンバ、サムギョプサル
豚三般バウ焼きなどでした。

お隣にいた 86才のおじさんは ほんの
厚い豚バラを へロッとたべ 箸を
見れば ケラケラ笑い いかにも うれやまい
じさんでした。

付せ 二んばに風邪は 弱くもたか 考えたら
孫ができて 子守を頼まれるようになったら
のような気がします。

孫は1才の女の子。いつも鼻水たらたら
中耳炎にもなっていました。

この子の子守をしているうちに 私に
うつったのではなか'と思うのです。
本来元氣ばら 週1回 この子とボールの
予定だったのですが 水着は買ったままです。
今回の風邪は毎日 37°台の熱が 6日も
続いたし 体が重くて 寝込んでいました。
自分か 思えば インフルエンザ ではないかと
思たほどです。

医者は インフルではないと言って クスリを
くれました のみましたが 効き目は あまり
なくて のみ終りそうですね。

どうか 皆さんも 風邪だけは
ひかないように お気を付け下さい。

疲れたら 風邪の元

風邪は 不病の元です。

